第5章 後見制度支援預金の法的課題

早稲田大学 中田裕康

はじめに

1999 年 12 月に新しい成年後見制度が設けられ、2000 年 4 月に施行された。高齢化の進展に伴い、その利用は順調に伸びたが、後見人等、特に親族後見人による不正事案が多発した。家庭裁判所の監督機能にも限界があるし、弁護士等の専門職を後見人にする場合にはその費用負担の問題がある。そこで、解決方法の1つとして、2012 年 2 月に「後見制度支援信託」が導入された。さらに、これに並立・代替する仕組みとして、2017 年 7 月から「後見制度支援預金」¹の取扱いが静岡県内の信用金庫で始まり、各地の信用金庫・信用組合・農業協同組合に広まった。これは銀行にも広がり、2019 年 5 月以降は3 大銀行も取扱いを始めている。

本章は、この新しい仕組みである後見制度支援預金の法的課題を検討するものだが、その前提として、後見制度支援信託の紹介もする。後見制度支援信託は、成年後見・未成年後見を通じて利用されるし、後見制度支援預金も、成年後見のほか、未成年後見についても提供する金融機関が多い。とはいえ、両者を通じて成年後見について利用されることが圧倒的に多いので、本章では、他の章との関係も考慮し、成年後見を中心に検討することにする。以下では、後見制度支援信託(I)、後見制度支援預金(II)の各仕組みを概観したうえ、後見制度支援預金の法的課題について検討する(III)。統計的な数値については、本章末尾の表を参照されたい。

I 後見制度支援信託の概要

1 意義

後見制度支援信託とは、成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みである²。

親族後見人を中心とする不正事案に対処するため、2010 年春以降、最高裁判所事務総局家庭局、信託協会、法務省民事局の三者で後見制度支援信託の仕組みが検討され、2011 年2 月に同年 4 月からこれを導入する方針が公表された。これに対し、日本弁護士連合会が反対意見を表明したこと 3などから、その後、さらに関係団体との協議が行われたうえ、

¹ JA バンク (農業協同組合) やゆうちょ銀行も取り扱っているので、正確には「後見制度 支援預貯金」というべきだが、本章では預金で代表させる。

² 最高裁判所事務総局家庭局「後見制度支援信託等の利用状況等について――令和2年1月~12月」最高裁判所ホームページ(以下「利用状況」として引用する)の「はじめに」。

³日本弁護士連合会「最高裁判所提案『後見制度支援信託』に関する意見書」(2011年3月27日)日本弁護士会ホームページ(以下「日弁連意見書」として引用する)。内容は、3(1)で紹介する。

2012年2月から運用が始まった4。以来、2020年12月までの間、累計27,257人が利用し ている。2020 年の実績は、利用者 1,053 名、信託財産額の平均は約 3,779 万円である(未 成年後見を含む)5。

後見制度支援信託の仕組みが導入された当初は、新たに後見が開始する場合においての み、その利用がされていたが、2013年4月頃から、管理継続中の事件でも、利用されるよ うになった。他方、この仕組みは、後見のみを対象とし、保佐及び補助は対象外である。

2 仕組みと運用 6

(1) 信託契約締結まで

後見制度支援信託における信託契約締結までの流れは次の通りである。

後見開始の申立てを受けた家庭裁判所は、後見開始の当否とともに、後見制度支援信託 の利用を検討すべきか否かを審理する。検討すべきであると判断した場合、弁護士、司法 書士等の専門職を後見人に選任する。この専門職後見人は、本人の財産状況、将来の生活 設計等を調査し、同信託の利用の適否を検討し、適当だと判断すると、その旨の報告書を 家庭裁判所に提出する。家庭裁判所はその内容を確認のうえ、同信託の利用に適している と判断すれば、これに応じた指示書(家事事件手続規則81条1項7)を専門職後見人に交 付する。報告書・指示書には、特定の信託銀行等との間で後見制度支援信託を締結するこ と、当初信託財産の金額、定期交付金の金額、その交付の周期、信託契約申込みの期限が 記載される。当初信託財産の金額及び定期交付金の金額は、専門職後見人が作成する財産 目録・収支予定表に基づいて設定される。定期交付金とは、定期的に(1か月ないし数か 月に1回)、信託財産から後見人の管理する預貯金口座(被後見人名義)に送金されるも のであり、後見事務費用の予想される不足を補うためのものである⁸。信託契約期間は、成 年後見の場合、原則として被後見人の死亡までである。

後見人は、被後見人の法定代理人として、信託銀行等との間で信託契約を締結する。そ の際、後見人は、家庭裁判所の指示書の謄本を信託銀行等に提出する。この信託は、被後 見人が委託者兼受益者である自益信託であり、元本補填契約の付された指定金銭信託であ る。当初信託財産は金銭に限られる。

⁴ 浅香竜太=内田哲也「後見制度支援信託の目的と運用」金法 1939 号(2012) 30 頁、寺 本恵「後見制度支援信託の概要」金法 1939 号(2012)41 頁、三菱 UFJ 信託銀行編著 『信託の法務と実務〔6訂版〕』(2015) 725 頁以下「大内誠執筆〕(以下「大内・前掲」 として引用する)、堀江佳史「後見制度支援信託に代わる成年後見人等の不祥事防止スキ ーム」実践成年後見70号(2017)65頁。

⁵ 利用者数等は、利用状況 1 頁による。2012 年 2 月から 2014 年 7 月までの実績につき、 和波宏典=松永智史「後見制度支援信託の運用状況」金法 2007 号(2014)16 頁参照。 6この項目は、浅香ほか・前掲36頁以下、寺本・前掲44頁以下、和波ほか・前掲17頁、 大内・前掲 727 頁以下による。

^{7「}家庭裁判所は、いつでも、成年後見人に対し、成年被後見人の療養看護及び財産の管 理その他の成年後見の事務に関し相当と認める事項を指示することができる。L

これは家事審判規則 84 条を引き継ぐものである。

⁸月額平均86,000円とのことである(2012年4月~2014年7月)。和波ほか・前掲20

⁹ その結果、受託者は、兼営法 6 条により元本補填契約を締結することが認められている

(2) 信託の存続中

専門職後見人は、信託契約締結後、問題がなければ、裁判所の許可を得て辞任し、以後、親族後見人が単独で後見事務を行う ¹⁰。すなわち、親族後見人は、被後見人の預貯金口座を管理し、年金等の収入を受け取り、日常的な支出をする。上記の定期交付金は、その不足分を補填するものとなる。一時金の交付(信託の一部解約)が必要である場合(施設入居費用の支払、自宅のリフォーム、相続税納付のためなど)¹¹や定期金の額の変更(信託の変更)が必要である場合(施設入居による事情の変化があった場合など)には、後見人は家庭裁判所に申し出て、指示書の発行を得たうえ、受託者に請求する。被後見人に予定外の収入があった場合(保険金の受取りなど)には、後見人は家庭裁判所の指示書を得たうえ、追加信託をすることができる。

(3) 信託の終了

信託は、被後見人の死亡、信託金額の不足(定期交付金の1回分に満たなくなったとき)、 信託契約の解約等により終了する。

(4) 受託者の収入

受託者たる信託銀行は、信託報酬(信託財産の運用益から生ずるもののほか、合意によるもの)及び手数料を受け取る ¹²。

3 課題

(1) 日弁連意見書など

日弁連は、前述の通り、後見制度支援信託が導入される前の段階で、反対意見を表明した。その理由は、多岐にわたるが、①本人の財産を換価して特定の信託銀行にのみ集中して信託することは成年被後見人の自己決定権の尊重にもとる、②親族後見人の負担が重い、③人的態勢が不十分である家庭裁判所において、指示書を適切に発行し、また、成年後見人を十分に監督できるかどうか疑問である、④財産が信託されると、本人のより良い身上監護のために財産が使われなくなる恐れがある、⑤障害者権利条約(2006 年国連総会で採択、2008 年発効、2014 年日本での効力発生)に抵触する可能性がある、などである 13。

(2) 運用状況

後見制度支援信託制度の利用が始まった 2012 年 4 月から 2014 年 7 月までの間の運用状況について、裁判所側からの報告がある。ここでは、この期間に、家庭裁判所が同信託の

信託銀行等に事実上限定されることになる。大内・前掲727頁。

¹⁰後見開始段階では、専門職後見人と親族後見人が選任され、この段階で前者のみ辞任する「複数選任方式」と、当初は専門職後見人のみが選任され、この段階でその辞任と親族後見人の選任がされる「リレー方式」があり、前者が大多数のようである(そのほか、専門職が後見監督人となる方式も少数ある)。和波ほか・前掲19頁。

^{11 2020} 年における一時金交付請求額は、100 万円以上 500 万円未満が 63.3%と最も多い。1000 万円以上も 9.4%ある(未成年後見及び後見制度支援預金を含む)。利用状況 4 頁。

¹² 寺本・前掲 48 頁。

¹³ 尾川宏豪『後見預金』(2018) 21 頁以下は、日弁連意見書のほか、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会の意見書などでも問題点が指摘されていたことを紹介する。

利用を検討すべきであると判断して専門職を関与させたが、結果的に、これを利用しないこととなった 129 件 (うち未成年後見 7 件) について、利用しない理由が分析されている。個別事案との関係では、①身上配慮面で収支予定を立てるのが困難である、②親族後見人に後見人としての適格性がない、③信託の対象とならない財産が多い、④訴訟その他専門的知見を要する等、親族後見人に適さない、などがある。これらは、専門職が関与するのがふさわしい事案であり、現に 129 件のうち 125 件ではその後も専門家が継続的に関与して本人の財産保護が図られているという ¹⁴。このうち、③は、不動産(居住用以外のもの)や株式など後見制度支援信託の対象外の財産があるものについては、同信託の利用が相対的に少ないことにも現れている。このことから、同信託は、専門家後見人が退いた後に適切に信託事務を行うことのできる親族後見人がいること、かつ、金銭や預貯金の資産が中心であることという条件を満たしている場合に適合的であるが、そうでないと利用しにくいことがわかる。

次に、利用者の観点からは、⑤本人の有していた身近な金融機関(ゆうちょ銀行、農業協同組合、信用金庫、地方銀行等)の預貯金を解約して信託財産とするため、本人と地域社会との接点が失われる ¹⁵、⑥同信託の取扱金融機関が限定されており窓口取引での利便性に問題がある(信託銀行は店舗数が限られている) ¹⁶、⑦最低受託額の制限がある場合、保有金額がそれに達しない者は利用できない、⑧利用開始時に専門職後見人の選任が必須であり、そのための時間・手間・費用の負担がある、という課題が指摘されている ¹⁷。

このほか、⑨対象が後見に限られ、保佐・補助では利用できないことも課題とされる。

(3) 成年後見制度利用促進基本計画

2016年に成立した成年後見制度利用促進法 12 条 1 項に基づいて、「成年後見制度利用促進基本計画」(2017年3月24日閣議決定)が定められた。そこでは、目標の1つとして「成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う」ことが掲げられた(同2(2)①ウ)(a))。そのための施策の1つとして、「不正防止の徹底と利用のしやすさとの調和一安心して利用できる環境整備」(同3(3))の冒頭部分で、次のように述べられる。すなわち、「成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される」としたうえ、「特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使することができるような、後見制度支援信託に並

-

¹⁴ 和波ほか・前掲 17 頁・20 頁。

¹⁵ 堀江·前掲 67 頁以下。

¹⁶ 裁判所ホームページに掲載された「後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品を提供している金融機関一覧」によると、2020 年 4 月 1 日現在、同信託を取り扱っている金融機関は、信託銀行 3 行、都市銀行 1 行、地方銀行 3 行である。

¹⁷⑥~⑧につき、渡辺昇「沼津信用金庫 後見支援預金で成年後見 制度を後押し」金融財政事情 2018 年 1 月 15 日号 48 頁、両部美勝=内海順太「『後見支援預金』の仕組みについて――後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策」銀法 828 号(2018)12 頁。

立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される」という。より具体的には、個別項目の筆頭に、「金融機関による新たな取組」が掲げられる。そこでは、「金融機関は、本人名義の預貯金口座について、後見人による不正な引出しを防止するため、元本領収についての後見監督人等の関与を可能とする仕組みを導入するなど、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・払戻方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される」こと、「こうした取組により、後見人の財産管理の事務の負担が軽減されることになれば、後見人が身上保護に関する事務により取り組むことが可能となる」ことが述べられる。

この基本計画の記載は、日弁連意見書をはじめとする関係機関の意見(上記(1))や運用状況(同(2))を踏まえたものであると思われる。

Ⅱ 後見制度支援預金の概要

1 意義

このような背景のもと、後見制度支援預金の仕組みが開発された。後見制度支援預金とは、預金の払戻し等に家庭裁判所が発行する指示書を必要とする金融商品である¹⁸。

まず、静岡県信用金庫協会が、最高裁判所とも相談しながら準備を進め、2017 年 6 月、後見制度支援預金の取扱いを同年 7 月から始めることを発表した。以後、各地の信用金庫・信用組合が取扱いを始めたが、指示書の書式が各家庭裁判所で異なっており、この点が広域で営業する銀行にとって障壁になっていた ¹⁹。そこで、最高裁判所は、2018 年 12 月に統一書式の指示書を作成し、2019 年 3 月には全国銀行協会などと連携して、導入時の標準的な体制を整理して示した。これを受け、後見制度支援預金は、銀行にも広がり、同年 5 月以降、3 大銀行も取扱いを始めた。先行する信用金庫・信用組合でも参入が拡大し、農業協同組合でも拡大している ²⁰。

後見制度支援預金の実績は、次の表の通りであり21、順調に伸びている。

年	2018	2019	2020	
制度利用者数(人)	531	1, 332	1,648	
預金額合計 (億円)	130. 33	375. 27	503. 91	
平均預金額(万円)	2, 450	2, 817	3, 058	

_

¹⁸ 利用状況「はじめに」。原文では「預貯金」とある。堀江・前掲 73 頁以下は、他に、複数成年後見人方式と後見監督人方式も検討するが、報酬の問題があるという。尾川・前掲 54 頁以下は、成年後見人と後見監督人による「連名手続方式」及びその実例を紹介する。 19 当時の実務的対応につき、尾川・前掲 75 頁以下参照。

²⁰ ニッキン 2019 年 7 月 26 日号の記事によると、銀行では 3 大銀行のほかに数行、また、190 の信用金庫、29 の信用組合、約 300 の農協協同組合が取り扱っているという。裁判所のホームページには、後見制度支援預金を提供する金融機関(銀行・信用金庫・信用組合)及び各金融機関の預金の内容を示す一覧表が掲載されている。

²¹ 数値は、未成年後見を含むものである。なお、公表された後に細かな修正がされた数値もあるが(本章末の一覧表は修正後の数値による)、ここでは各項目の数値の時点を統一するため、公表時の数値を掲げた(各年度の利用状況1頁による)。

2 仕組みと運用 22

(1) 取引開始まで

後見開始の申立てがあると、家庭裁判所は、申立人の意向を受けて、又は、裁判所の判断により、後見人候補者に対し、後見制度支援預金の利用の検討を促すことがある。選任された後見人(専門職でなく親族等でもよい)は、財産調査を行うとともに、収支計画・後見支援計画を立てるが、その際、後見制度支援預金の利用が適切であると判断したときは、日常的な金銭管理に必要な財産額とそれ以外の財産額とを定めたうえ、家庭裁判所に対し、同預金の開設の申請をする。家庭裁判所が同預金の利用が適切であると判断すると、後見人に対し、口座開設に係る指示書を交付する。後見人は、指示書に基づき、金融機関に後見制度支援預金の開設を申し込む。預金科目は、普通預金(総合口座を含む)のほか、決済用預金(無利息だが、1,000 万円超であっても預金保険制度の保護の対象となる)を認める金融機関もある。預金名義人は被後見人であり、後見制度支援預金であることなど特段の表示はされない。預入金額・期間の制限はない。適用金利は、普通預金利率とするものが多いが、若干の優遇をする金融機関もある。

後見制度支援預金には、その目的に特化された預金契約を創設するもの(以下「創設型」という)と、通常の預金契約に特約を付加するもの(以下「特約型」という)があるようである²³。

(2) 取引継続中

(a) 後見人の行う取引

後見人は、家庭裁判所の指示書に基づいて、①定期定額送金(定期交付金)、②一時的な目的による出金(一時金交付)をすることができる。①は、後見制度支援預金口座から成年被後見人名義の別口座(成年後見人が管理する一般口座)への定期的な一定額の振込み・振替である。毎月必要な生活費を補填するなどの機能を果たす。②は、一時的な目的による後見制度支援預金口座からの出金である。たとえば、自宅のリフォーム費用、施設への入居費用に充てるためのものである。

このほか、③後見制度支援預金口座への入金にも家庭裁判所の指示書を必要とするといわれる ²⁴。おそらく、家庭裁判所が預金の現状を把握し、十全な監督ができる状態を確保すること、後見制度支援預金口座の独立性を保持すること、後見人が同口座と自己の管理する一般口座との区別を不明瞭にするのを抑止することが目的であろうと思われるが、この取扱いが一般的なものであるかどうかは確認できていない。

(b) 制限

預金契約存続中の取引は、すべて窓口で行われるほか、次の制限がある。①口座開設店以外の店舗での取扱いはできない。②ATMの利用はできず、キャッシュカードも発行されない。③インターネットバンキングは利用できない。④各種料金などの自動支払はでき

²² 両部ほか・前掲 14 頁以下、尾川・前掲 44 頁以下、東京家庭裁判所のホームページ、及び、三井住友銀行の「後見制度支援預金に係る特約」による。

 $^{^{23}}$ 両部ほか・前掲 14 頁以下は創設型のようであり、三井住友銀行のものは特約型のようである。

²⁴ 両部ほか・前掲 14 頁、尾川・前掲 45 頁。

ない。

このほか、⑤当該口座への自動入金もできないともいわれる25。

(3) 取引の終了

後見制度支援預金の終了は、創設型では預金口座の解約によることになり、特約型では 特約のみの解約と預金契約の解約とがありうることになる。解約事由は、被後見人(預金 者)の死亡、法定後見制度の適用外となったこと、預金の残高が定期交付金の 1 回分に満 たなくなったことなどである。後見人が家庭裁判所の指示書に基づいて解約するほか、預 金者又は金融機関からの解約もある。

(4) 取引に要する費用(金融機関の収入)

後見制度支援預金自体の取扱手数料は無料とされる。定期交付金の自動送金等の手数料については、金融機関によって無料とするものと有料とするものがある。解約・出金後の他の金融機関への振込は有料とするものが多いが、無料とする金融機関もある。

Ⅲ 後見制度支援預金の課題

1 想定される法的課題

後見制度支援預金の取扱いが始まってから、まだそれほど長い期間を経過していない現時点で、具体的な問題が現れているわけではないようだが、抽象的には次のような問題が考えられる。

- (1) 金融機関と預金者との関係
- (a) 後見制度支援預金の払戻し
- ① 後見人の本人確認・資格確認 一時金交付の場合又は解約に伴う支払の場合、窓口に現れた者が後見人本人であり、かつ、後見人の資格を有することを実効的に確認する必要がある。
- ② 指示書の確認 後見人が申し出る取引の内容が指示書と一致していることの確認も必要である。不正行為としては、後見人が指示書を偽造又は変造して払戻しを受けようとする場合、又は、後見人が代理権を濫用し払戻金を自己又は第三者のために流用しようとする場合が問題となる。
- ③ 後見人の解任 指示書が発行された後、後見人が解任されたが、それを秘した元後 見人が指示書に基づく取引を求めた場合も問題となる。
- ①②③を通じて、指示書の内容が定期金の送金先口座への送金である場合、問題は相対 的には少ないが、送金先口座を後見人又は元後見人が管理している場合は、危険がある。 定期金送金先口座以外の口座への送金又は現金での払戻しである場合については、より慎 重な対応が必要である。

ここでは、後見人の不正行為を防止することのほか、これに金融機関が巻き込まれる危険も意識する必要がある。特に、金融機関が後見人に対し債権を有しており、その回収の必要があるという状況のもとでは、後見人の不正行為を知ることができた(民法 107 条参照)という評価を受けることのないよう、特に慎重な対応が求められるだろう。

²⁵ 両部ほか・前掲 14 頁。

(b) 金融機関が成年被後見人に対し債権を有する場合

金融機関の貸付取引の相手方について成年後見開始の審判があったが貸付債権の残高がある場合、金融機関は、貸付債権を自働債権とし、後見制度支援預金債務を受働債権として、相殺することができるかが問題となる。創設型の場合、相殺しない合意(民法 505 条2 項)があると認定される余地がありえよう。特約型の場合、そのような合意が認定される可能性は相対的に低くなるかもしれないが、事情によっては、相殺権濫用の規制を受ける可能性は残る。後見制度支援預金が後見制度支援信託に並立・代替する仕組みとして開発され、金融機関から提供されている商品であること、成年被後見人の側では安心して成年後見制度を利用するために自己の金融資産をはじめとする資産を後見制度支援預金口座に集約することが想定されること、金融機関側ではそれを熟知していることという事情があり、これらのことが考慮される可能性は低くないと思う 26。

金融機関が後見制度支援預金口座の開設に応じようとする場合、成年被後見人に対する債権の回収については、事前に解決しておく方が望ましいと考える。

(c) 預金の保全

金融機関の破綻の場合の預金の保全が問題となる。1000 万円超の預金については、決済 用預金の利用が考えられる²⁷。

(2) 第三者との関係

(a) 預金債権の差押え

成年被後見人の債権者が後見制度支援預金を差し押さえた場合、特約型においては、一般の預金の差押えと異なる要件を課すことは困難であると考える。創設型においても、同様であろう。この点は、後見制度支援信託との違いである。

差押債権者が取立てをする場合(民事執行法 155 条)、家庭裁判所の指示書が必要かどうかについては、両論ありうる ²⁸。必要説の論拠は、①払戻しに指示書を要するという制約は、単なる当事者間の合意ではなく、家事事件手続と組み合わせられた制度的なものであり、差押債権者に及ぼすことは不当ではないこと、②預金の払戻しに指示書を要するというのは債権に付された条件又は期限であり、差押債権者をも拘束するといえること、③差押えの場合には指示書が不要であるとすると、差押えを経由することにより、後見人が制約を容易に潜脱できることになり、不当であること、である。不要説の論拠は、④債権譲渡制限特約の場合(民法 466 条の 4)と同様に考えることができるのであれば、払戻しに指示書を要するという特約は、差押債権者には及ばないといえること、⑤債権に付された特約であるのか、債権の性質であるかの区別は、一義的にはいえないこと、⑥成年被後見人について破産手続が開始した場合、破産管財人は指示書がなくても取立てることができ

²⁶ 研究会では、金融機関が債務名義を得て当該預金債権を差し押さえることが可能である以上、相殺禁止を認めることについて疑問を示す意見があった。しかし、これは、相殺禁止の合意 (505条2項) の意義を認めないことに帰するのではなかろうか。なお、相殺を認めないことにより、他の債権者の差押えの可能性を残す意味があるという指摘もあった。

²⁷ 両部ほか・前掲 14 頁。

²⁸ 研究会でも様々な意見があった。以下は、その議論を考慮しつつ、検討し整理したものである。

ないとおかしいこと、である。

比較対象としては、定額郵便貯金債権の払戻しに関する制約が共同相続人にも及ぶとする判例(最判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁)、定期貯金債権の払戻しに関する制限が単なる特約ではなく定期貯金契約の要素であるとする判例(最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁。定期預金につき同旨、最判平成29年4月6日判時2237号34頁)があるが、これは当該制約が共同相続人にも及ぶという文脈であり、差押債権者との関係ではない。また、相殺予約の合意が差押えの場面でも尊重されるという判例(最大決昭和45年6月24日民集24巻6号587頁)については、合意の相対効との関係で議論があり、かつ、払戻しの制約という問題とは性質が異なる。保証事業法のもとでの公共工事請負代金の前渡金が振り込まれた請負人名義の別口普通預金(請負人は所定の資料を提出しないと払戻しを受けられない)について、信託の成立を認めた判例(最判平成14年1月17日民集56巻1号20頁)とは、当事者の信託における立場が異なるだけでなく、後見制度支援預金については後見制度支援信託という並立する制度があるという違いもある。こうして、先例との比較から簡単に結論を導けるというわけでもない。

困難な問題だが、差押えがあった以上、成年被後見人も後見人ももはや払戻しを受けることができなくなっていること、この預金は後見人の不正行為を防止することを主目的とするものであり成年被後見人の債権者の差押えを制限することまで意図するものではないことから、筆者としては、差押債権者は、指示書がなくても取り立てることができ、取立てがされた場合には、後見人が家庭裁判所に報告すべきであると考えたい。差押債権者に家庭裁判所に対し指示書の交付を請求する資格を与え、差押債権者が指示書を得て取り立てるという方法も考えられるが、家庭裁判所が指示書の発行を拒むことは困難であると思われ、そうすると、この手続を挿入するまでの必要はなさそうである(上記③の懸念は、後見人の不正行為が伴うのであれば、それを抑えることを考えるべきである)。たとえば、成年被後見人の不法行為(工作物所有者責任を認める見解に立つ場合など)による被害者の損害賠償債権や、成年被後見人に対する租税債権を考えると、この帰結が妥当であるように思われる。

このほか、差し押さえるべき債権の特定(民事執行規則 133 条 2 項)に際して、債権者が後見制度支援預金と他の預金とを特に区別していない場合、後見制度支援預金が先順位の対象となることがありうる(同預金が定期預金を含む総合口座であり、他の口座が普通預金である場合など)。これをやむを得ないことだと考えるべきかどうかは、さらに検討する余地があるだろう(Π 2 (2) (a) 参照)。

(b) 第三者の口座への払込み

後見制度支援預金への入金にも家庭裁判所の指示書が必要であるというものがある(前掲注 25)参照)。後見人がする入金については、そのような取扱いには一定の合理性があり うるとしても(II 2(2)(a)参照)、第三者が当該に払い込むことを阻止するのは、特に特 約型では難しそうに思われる。それを阻止できないのだとすると、後見人の入金の制限に ついては、行為規制という意味しかないかもしれない。また、仮に、第三者の払込みが認 められないとすると、それにもかかわらず払い込まれ、入金記帳がされた場合の効果も問題となるだろう。

2 取り扱う金融機関の責務

ここまでの経緯を振り返ると、親族後見人の不正行為の多発、その対応策としての後見制度支援信託の導入、これに対する日弁連の批判や預貯金が流出する地域金融機関の状況、それを受けた成年後見制度利用促進基本計画の策定、この計画に沿った地域金融機関主導の後見制度支援預金の開発、その銀行界への広がり、そして3大銀行の取扱いの開始、という流れであったことがわかる。

こうしてみると、銀行にとっては、後見制度支援預金は、そこからの利益を見込んで積極的に開発した商品であるというよりも、成年後見制度の利用促進という法政策に対応するために用意したものという位置づけになるのかもしれない。実際、この仕組みから銀行の得られる利益は、少なくとも現在の金利状況のもとでは、大きいものではなさそうである²⁹。他方、利用者側からは、本人の意思の尊重、自己決定の尊重、ノーマライゼイション等の成年後見制度の理念³⁰と、後見人の不正防止との両立を図る仕組みとして、この預金に対する期待がある。

そこで、金融機関の側では、後見制度支援預金を商品として提供する以上は、高齢社会における成年後見制度の一部を担う主体として、この預金を取り扱うことの社会的意義を自覚し、後見人の不正防止に留意しつつ、疑義のもたれることのないよう、慎重な対応をすることが求められると考える。

²⁹ 高額預金の払戻しについて、家裁の指示書があることにより、金融機関の窓口における個別判断の負担が軽減されるという意見もあるとのことである。堀江・前掲 72 頁。また、金融機関は、後見制度支援預金に応じることによって、地域社会からの大きな信頼を得るとともに、後見ビジネス、相続承継ビジネスの機会が得られるとの指摘もある。尾川・前掲 ii 頁以下・130 頁以下。

³⁰ 小林昭彦=原司『平成 11 年民法一部改正法等の解説』(2002) 3 頁。

後見制度支援信託・預金の集計結果

下表は、最高裁判所事務総局家庭局が作成しホームページで公表している「後見制度支援信託等の利用状況等について — 令和2年1月~12月」及び「成年後見関係事件の概況 — 令和2年1月~12月」並びにそれぞれの過年度版に基づくものである。

この表の通り、成年後見開始審判申立件数は、2012 年から 2020 年までの間、26,000 件~28,000 件程度でおおむね安定している。これに対し、後見制度支援信託は 2016 年まで人数・信託財産額とも増加したが、2017 年以降、下降に転じ、特に 2018 年に後見制度支援預金が始まった後は、減少傾向が鮮明である。なお、一時金交付の指示書の件数が 2017 年以降も相当数あるのは、後見制度支援信託の件数の累積を反映するものであろう。他方、後見制度支援預金は、2018 年の開始後、急速に増加している。とはいえ、後見制度支援信託と同預金の合計は、人数・金額とも減少傾向にある。

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
成年後見開始 審判申立件数	28, 472	28, 040	27, 515	27, 521	26, 836	27, 798	27, 989	26, 476	26, 367
後見制度支援 信託 (人) 〔成年後見〕	98*1 (94)*1	540 (453)	2, 767 (2, 710)	6, 603 (6, 461)	6, 963 (6, 754)	4, 552 (4, 437)	2, 897* ^{2, 4} (3, 299)* ³	1, 784*2 (2, 999) *3	1, 053*2 (2, 593)*3
信託財産額 (億円)	42. 66*1	201. 49	1010. 37	2120. 78	2152. 95	1467. 84	1059. 27*2	665. 57*2	397. 93* ²
一時金交付の 指示書(件)	1*1	9	33	154	306	540*4	573*2	627*2	508*2
後見制度支援 預金 (人)							535*2,4	1, 332*2	1, 648*2
預金額 (億円)							130. 33* ²	375. 27* ²	503. 91*2
一時金交付の 指示書 (件)							20*2	84*2	173*2
信託財産額+ 預金額(億円)	42. 66*1	201. 49	1010. 37	2120.78	2152. 95	1467.84	1194. 80*2, 4	1047. 55*2, 4	901. 84*2

^{*1 2012}年2月~12月の数値。

^{*2} 未成年後見を含む。

^{*3} 後見制度支援信託・預金の合計。

^{*4} 公表後に修正されたもの (合計が合わないことがある)。